

Supporter News

埼玉県より「消費者被害防止サポーター活動推進事業」を埼玉消費者被害をなくす会が受託して取り組んでいます。

「消費者被害防止サポーターへの期待」

埼玉消費者被害をなくす会理事長 池本 誠司



消費者被害防止サポーターの皆さんは、なくす会が行う養成講座・フォローアップ研修・交流会などに参加されるだけでなく、地元の市町村、消費生活センターとの懇談会や啓発活動に参加したり、寸劇や紙芝居などの独自の啓発活動に取り組み始めた方もおられます。

もっとも皆さんがそれぞれの生活の中で無理なく続けられる範囲で担って頂くことが大切です。まずは、なくす会のフォローアップ研修や地元の市町村、消費生活センターの啓発講座等に参加して最近の話題について学ぶとともに、チラシや啓発グッズをもらって自分の身近な知り合いに話すことです。何かの機会にその知り合いから、「実は先日こんな問題が起きたのだけれど・・・」という話が出たときは、自分で判断する必要はなくて、地元消費生活センターに相談するようアドバイスすればよいのです。サポーターの知り合いと楽しみながら続けることがコツです。

消費者被害防止サポーター事務局からのお願い

1. 同封の活動報告の提出をお願いします。

消費者被害が深刻化する中で、サポーター皆様のちょっとした声掛け、気づき、見守りがますます重要になっています。市町村との連携をすすめ、サポーターの活動の場がさらに広がるよう、皆様の活動(活動できなかった方はその理由)報告が参考になります。是非ご協力をお願いします。

2. サポーターとしての活動をお知らせください。

取材にお邪魔させていただきます。
伺えない時は、活動の内容とともに写真などをご提供ください。
お待ちしております。



2019年度講座・交流会などの紹介

- ・講座や交流会に参加してサポーター活動のきっかけを作ませんか。
- ・サポーターは2019年3月末で735人になりました。



消費者被害防止サポーター養成講座 年間12回開催

消費者被害の状況や最新の手法、消費者保護関連の法律、サポーターの役割などの基礎知識を学びます。身近な人にサポーターになりたい方がいましたら是非紹介してください。



地区別フォローアップ研修 7会場 春、秋2回開催

最近の社会の動きの中からサポーター活動に必要な知識を修得するために開催します。今年度は「キャッシュレス社会の広がり」と電子マネー決済の注意点」「最新の消費者被害の手法」について学び、スキルアップを図ります。



地区別交流会 7会場 春、秋2回開催

サポーター同士の仲間づくり、市町村消費者行政とのつながりをめざします。また啓発活動に役立つ「カルタづくり」などの啓発品の作成や活動方法に関する情報交換を行います。



全体研修・交流会 8月、2月開催

今年度は「契約とは何か！ 契約に関するトラブルを防ぐには」などサポーター活動の実践につながる講義やサポーターと市町村との情報交換を行って、さらに関係機関と連携した活動をめざします。

ご存知
ですか？

消費者被害防止などの情報ツールのご紹介

〈高齢者を守る お助けかわらばん〉
埼玉県では最新の消費者トラブル事例を4コマまんがでわかりやすく紹介しています。
この「かわら版」は各市町村、消費生活センターにあります。
また県のホームページからも印刷できます。
サポーター活動に活用してください。



発行者： 適格消費者団体 / 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本誠司

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel/ Fax 048-829-7444

E-mail : nakusukai.10@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>